指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、児童福祉法(以下「法」とする)に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 総合福祉合同会社
- (2) 代表者名 代 表 社 員 上中 誠
- (3) 所在地 大阪府大東市泉町一丁目13番2号

2 対象事業所

- (1) 名 称 こどもスポーツひろばつなぐ
- (2) 事業種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3) 所在地 東大阪市吉田下島4番39号
- (4) 指定年月日 平成29年3月1日
- 3 指定の取消日

令和2年6月30日

4 処分理由

不正請求(法第21条の5の24第1項第5号)

- ア 減算して請求しなければならない人員体制であったにも関わらず、実際に勤務していない職員を勤務していることとして虚偽の届出をし、不正に障害児通所支援給付費を受領した。
- イ すでに退職した職員を勤務していることとして虚偽の届出をし、児童指導員等 加配加算を算定し、不正に障害児通所支援給付費を受領した。
- ウ 利用していない児童を利用したことにし、虚偽の記録等を作成し、架空の請求を 行い、不正に障害児通所支援給付費を受領した。
- 5 事業者に対する経済上の措置

障害児通所支援給付費に係る返還額

不正請求額 11,530,833円

加算額 4,612,333円

合計 16,143,166円

東大阪市福祉部指導監査室

障害福祉事業者課

電話:06-4309-3187